



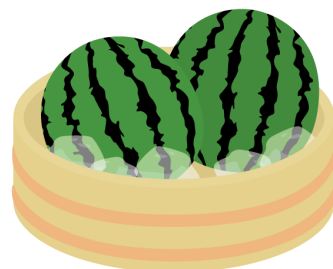
KAMIKAWAJI

上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



第286号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

天地神明

今年の8月は猛暑に悩みそうです。世界的にも中国北京・欧州各地で、40度超えの命にかかわる危険な酷暑が続いています。日本でも観測史上まれな、記録的な形容される異常な“災害級”の猛暑日が日常になりました。熱中症対策に油断なく、毎日をお過ごし下さい。

8・6水害から30年が過ぎました。100年に一度といわれた大水害を、今でも昨日のように覚えています。山形屋近くの朝日通り電停前のビルの中で仕事をしていて、退社の時刻まで外の騒ぎに気付きませんでした。甲突川が溢れて激流の川となった国道3号線を越えて帰宅は難しいと言われ、ビルに泊まることにしたのです。職員もすべて退社してしばらくして、大口・菱刈に出張した職員2人が竜ヶ水で事故にあって、海に叩き込まれたことを知りました。不安な夜を過ごして、早朝に泥沼の道を徒歩で鴨池と下荒田の病院を見舞って、安堵したことを忘れたことはありません。秋田地方で降り続く豪雨に、30年前の鹿児島大水害を重ね合わせています。異常気象が常態化しているだけに、突然の危険に万全に備えたいものです。

中古車販売大手のビッグモーターで発覚した自動車保険金の不正請求問題に端を発した騒動は、連日報道されて大問題に拡大してきました。創業者の兼重宏一前社長は、「ここまで酷いことは『天地神明』に誓って知らなかった」と辞任に際して釈明したのです。国も調査に乗り出して追及の勢いは強まっています。約半世紀前に設立した会社は、同業他社の買収や積極的な店舗出店で拡大路線を進めてきました。今では“中古車買い取り日本一”と最大手として、売上高は5年で3倍超になり修理工場は8年で倍増と急成長しています。内部統制やガバナンスが、会社の規模にまったく追いついていなかったのです。

金融庁は損保大手の損保ジャパンの対応が適正だったか調査に着手して、法令に基づいて厳正に対応していくとしました。国土交通省は、和泉伸二新社長ら幹部を聴取しました。28日には鹿児島など全国34事業場に一斉立ち入り検査して、今後違反があれば行政処分を検討することになり

目次

ごあいさつ “天地神明”	…1P
残暑お見舞い	…2P
甲南永山事務所移転のお知らせ	…2P
永山彰久税理士コラム	…3P
税務カレンダー	…4P
2023年8月・9月の経理・税務チェックリスト	…5P
会計・税務のQ&A!	
“『贈与税・相続税に関する令和5年度税制改正』”	…6・7P
第21回 KSCセミナーのご報告	…7P
随想 “『8月、わたしたちができること』”	
上川路 美恵野”	…8P

ました。新社長の指示で過去のLINEの記録の削除がなされるなど、隠蔽工作かと疑惑がさらに深まっています。一連の問題は、中古車販売ビジネスや自動車整備業の信用を大きく傷付けることになりました。信用回復のためにも、厳正な対処が求められています。

元プロ野球阪神の横田慎太郎さんが7月18日28歳という若さで生涯を閉じました。高校球児が甲子園への切符を求めて熱戦中の最中でした。鹿児島実業高校のスラッガーと期待を一身に担って、阪神にドラフト2位で入団しました。花咲く一歩前で病を得て無念の引退でした。講演や執筆で自らの経験を伝える活動を続ける中での、若すぎた惜しまれた旅立ちでした。

将棋界過去最強と讃えられる藤井聡太七冠の勢いは止まりません。羽生善治九段が全冠制覇して七冠達成したのは27年前で、一大ブームを引き起こしました。8月4日、藤井七冠は豊島将之九段に勝利して、残るタイトル永瀬拓矢王座への挑戦権を獲得しました。過去のタイトル戦16戦全勝の無敵の藤井七冠です。今年の秋には、21歳での八冠達成が実現するのではと、期待が高まっています。

去就が注目された大リーグの大谷翔平のエンゼルス残留が決まりました。騒動にけりが付いた直後のダブルヘッダーでは、完投完封の9勝目2連続本塁打と獅子奮迅の活躍で、好調を見せつけました。大車輪の代償の怪我がないように願うばかりです。
(令和5年8月吉日)

残暑お見舞い申し上げます



残暑厳しき折
いかがお過ごしでしょうか
時節柄ご自愛のほど
お祈り申し上げます



●お盆休みのお知らせ●

当社では8/14(月)、15(火)をお盆休みとさせていただきますので、ご案内申し上げます。休業期間中は何かとご迷惑をお掛けすることと存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

甲南永山事務所移転のお知らせ

このたび 税理士法人上川路会計 甲南永山事務所は 令和5年8月24日(木)より下記のとおり税理士法人上川路会計 本店 下荒田事務所へ移転し業務を行うことになりました

何とぞご高承の上 一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます

記

- 移転先住所 税理士法人 上川路会計 本店 下荒田事務所
〒890-0056 鹿児島市下荒田4丁目1-9
- 移転先電話番号 TEL 099-255-3898
- 移転先FAX番号 FAX 099-255-1992
- 引越日 令和5年8月23日(水)
- 移転先業務開始日 令和5年8月24日(木)

以上

※ 電話・FAX番号は移転前の番号を引き続き使用できます。

引越日の8/23(水) 12時から13時の間、一時的に本店ならびに、甲南永山事務所の電話・FAXがつながらなくなります。ご迷惑をおかけしますが、お急ぎの場合は、担当者の携帯電話等にかけて頂きます様お願い致します。



テーマ：「事務所移転」

甲南永山事務所 所長 永山 彰久

残暑お見舞い 申し上げます

今年には鹿児島県の8.6水害から30年ということもあり、当時の様子が新聞やテレビなどのメディアで数多く取り入れられていて、目や耳にする機会が多いように思います。あの水害があった時は、私は県外で学生生活を送っていたのですが、夏休みということもありちょうど帰省していて実家の近くの新川が氾濫して大変だったのを記憶しております。昨今の夏の時期の猛暑も「災害級の暑さ」であるとか言われております。また8月からは台風シーズンにも入ってくるということで、最近では鹿児島県ではあまり大きな災害が起こったということは記憶してございませんが、災害への備えは常にしておかなければいけないと準備だけは心掛けるようにしております。

さて、2020年7月に永山彰久税理士事務所が、税理士法人上川路会計と合併しまして3年余り、法人の支店「甲南永山事務所」として活動してまいりましたが、令和5年8月より下荒田の本店の方に合流しまして業務を行っていくこととなりました。

7月頃から移転の作業を進めておりますが、祖父がこの地で業務を始めてから40年余り、まとまった事務所内の整理をしてこなかったツケが回ってきていまして、断捨離をする毎日です。「断捨離」という言葉、インド発祥のヨガからきているそうです。断行（だんぎょう）、捨行（しゃぎょう）、離行（りぎょう）とって「新たに手に入りなそうなものを断ち、ずっとある不要なものを捨てて、物への執着から離れることにより、もったいないという固定観念から心を開放し、身軽で快適な生活を手に入れることができる」という考え方で単なる片付けとは異なるものとされているそうです。断捨離を進めていくと、必要なものと不必要なものについて考えることで物に対する考え方が変わったり、部屋が片付いてくると、整理をすることで空間にゆとりが生まれて時間と心に余裕が持てるようになっていたり、自分の持ち物が明確になってきて、不必要なものがわかってくと節約につながるということです。風水では不必要なものや使い古したものなどは運気を下げるといわれていて、断捨離でモノを減らして新しい運気が入ってくるスペースを作れば、運気を呼び寄せるきっかけにもなるといわれているそうです。

本年10月より始まります「インボイス制度」、来年1月からの「電子帳簿保存法」の改正、また来年3月に期限を迎える特例事業承継税制、ITデジタル技術をはじめとするDX化への対応等、税務会計業務を取り巻く環境が大きく変化しております。

合流に伴い、1事務所としては職員数30名を超える規模となります。多様化する社会の要請や経済環境の急激な変化に対応すべく、この規模をスケールメリットとできるよう職員一同、お客様への対応の効率化、事務所業務機能の生産性を高めるために頑張っております。

今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10 	11  山の日	12
13	14	15	16	17	18	19
	← お盆休み →					
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 	9/1	9/2

〈6月決算会社申告書提出〉

8月31日まで

- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
9月決算法人 第3四半期分
12月決算法人 第2四半期分
3月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

8月10日まで


- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



8月中において各都道府県・市町村の条例で定める日

- ・個人事業税の第1期分の納付
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

2023年9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 	12	13	14	15	16
17	18  敬老の日	19	20	21	22	23  秋分の日
24	25	26	27	28	29	30
10/1	10/2 	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7

〈7月決算会社申告書提出〉

10月2日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
10月決算法人 第3四半期分
1月決算法人 第2四半期分
4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

9月11日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



2023年8月の経理・税務チェックリスト

個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

夏祭り等への寄付金

各地で夏祭りや納涼イベント等が催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となります。現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金が交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

中間決算棚卸の準備

3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

税務調査対策

税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。

10月1日開始!!

インボイス制度の準備は
お済みですか？

2023年9月の経理・税務チェックリスト

中間決算の検討

3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

会計・税務のQ&A!



テーマ『贈与税・相続税に関する令和5年度税制改正』

令和5年度の税制改正で相続時精算課税制度と暦年課税制度の生前贈与加算が大きく変わっています。若年層への資産移転を促し、消費の活性化を促すため、相続・贈与に係る税負担を一定にし、「資産移転の時期の選択により中立的な税制」を構築していく必要があるということが改正が行われた背景にあります。

私たちの今後の相続・贈与はどう変わっていくのか、ポイントを見ていきたいと思います。

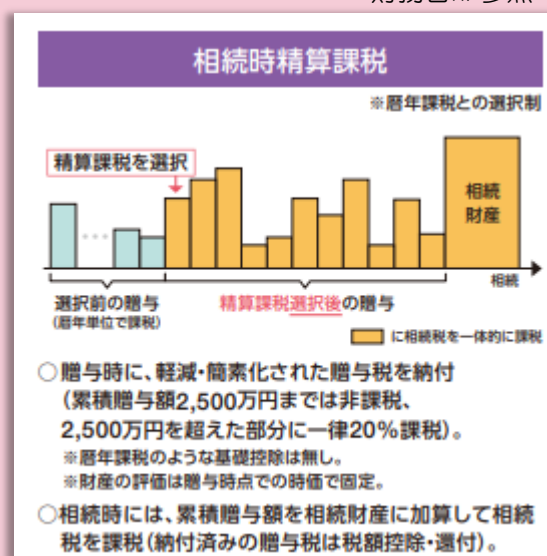
【相続時精算課税制度】

60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の子・孫への生前贈与について、子・孫の選択により利用できる制度です。贈与時には贈与財産に対する軽減された贈与税を支払い、その後相続発生時にその贈与財産とその他の相続財産を合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を精算します。

この制度には2500万円の特別控除があり、同一の父母または祖父母からの贈与において限度額に達するまで何回でも控除することができ、2500万円までの贈与には贈与税がかからないことになります。

最終的にその贈与者が亡くなって相続が発生した際、非課税とされていた贈与財産の贈与税が相続時にまとめて課税されることとなるので、直接的な節税効果はないことに注意が必要です。

財務省HP参照



相続時精算課税制度の見直し ～税制改正における改正内容～



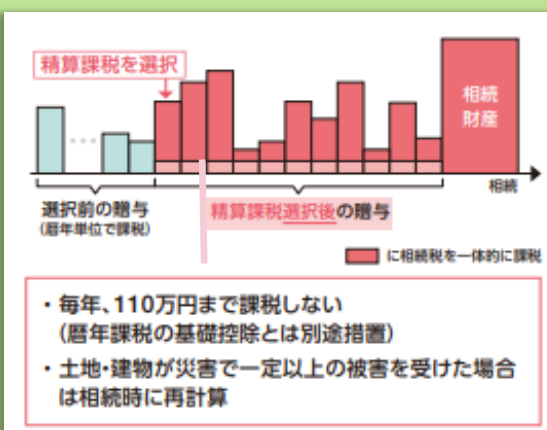
年間110万円の基礎控除の創設

相続時精算課税制度に現行の特別控除2500万円とは別途、基礎控除110万円を控除できるようになります。

令和6年1月1日以後に相続時精算課税制度を選択して贈与を行った場合 これまで累計2500万円の非課税枠だけを贈与税の計算で考慮していましたが、今回の改正により特別控除とは別に年間110万円まで基礎控除が認められます。そのため、年間110万円以下の贈与であれば贈与税がかからず、かつ、累計2500万円の特別控除に含める必要がありません。

災害により被害を受けた場合の再計算の算入

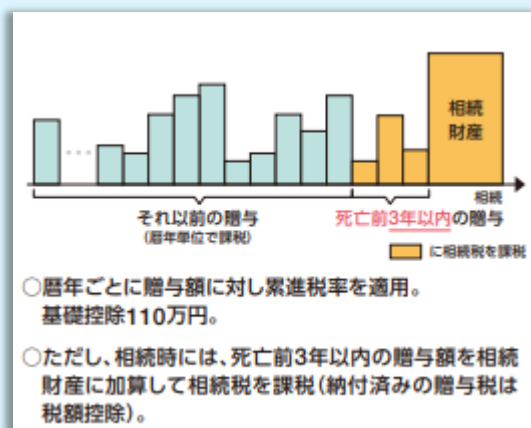
相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、令和6年1月1日以後に災害によって一定の被害を受けた場合（その方がその土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限ります。）には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額から、その災害による被災価額を控除した残額とすることができます。



【暦年課税制度】

贈与税の課税方式のひとつで、1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税される方式のことです。

ただし、1人当たり年間110万円の基礎控除額があるため、贈与を受けた金額が110万円以下なら贈与税の申告が不要です。110万円を超える贈与を受けた場合には、110万円を超える部分に贈与税が課されます。ただし、死亡日以前3年間に贈与した財産は、相続の際、相続財産に持ち戻すこととなっています。贈与した金額が年110万円以下の基礎控除の範囲内でも、贈与者の死亡日以前3年間であれば、相続税の対象になります。

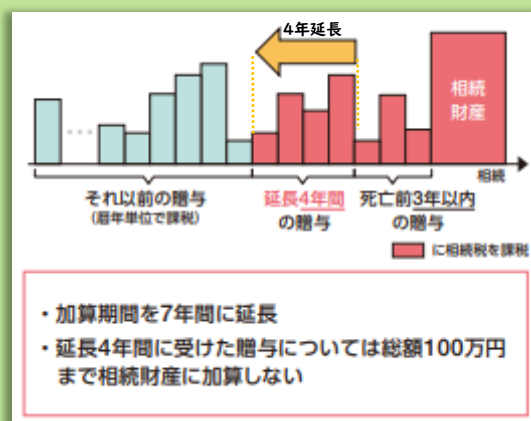


暦年課税制度の見直し ～税制改正における改正内容～

暦年課税制度 生前贈与加算期間の延長

暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前3年間から7年間に延長されます。亡くなる前の3年間に贈与された財産の扱いはこれまでと同じです。しかし、それより前の4年間に贈与された分については、全体から100万円を差し引いた金額を相続財産に含めて計算する必要があります。

※上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。



詳細は財務省ホームページ等でご確認下さい

～ 第21回 KSCセミナーのご報告 ～

『 相続税制改正対策セミナー 』

講師:税理士 久永 伸一郎 先生

令和5年7月14日(金)に「第21回KSCセミナー 相続税制改正対策セミナー」をZOOMを使用したライブ配信で開催いたしました。令和5年度税制改正の内容の他、相続税の基礎知識等についてもお話いただきました。

大変多くの方にご参加いただきました。お忙しい中ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました☆今後もZOOMでのセミナー開催を予定しております。是非ご参加ください♪

相続税のしくみ

相続財産(遺産総額)

土地(路線価方式・倍率方式、小規模宅地等の特例)、家屋等、事業用財産有価証券(特定同族会社の株式、左記以外の株式等)、現金預貯金等、家庭用財産
その他の財産(生命保険金、死亡退職金、貸付金等)

相続税の申告・納税

相続の開始があったことを知った日(被相続人が死亡した日)の翌日から10ヶ月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税





史上最熱という7月が過ぎ、8月の最初は台風の予想外れの進路に振り回されました。台風の滞在時間が長引くため被害の拡大を心配しています。

さて、8月9日は、ムーミンの日、とされています。作者トーベ・ヤンソンの誕生日にちなんだものです。去年は、この時期、フィンランドの食器ブランドアラビアと赤十字が協業してヤンソンが赤十字のために書いたイラストを使った商品が発売されました。

「一人一人の小さな思いやりの行動がより良い世の中の実現につながる」というヤンソンの思想と赤十字の理念を表したのですが、購入者特典として「フレンドシップピンゴ」という、ムーミンのキャラクターたちが登場するカードがついてきました。「ちょっとした思いやりの行動」がピンゴカードのような枠組みにムーミンやスナフキンなどおなじみのイラストとともに記載されています。ごく気軽に取り組めること、普段から心がけていることのほかに、なかなかできていないなあ、ということもありました。



Be kind towards everyone すべてのひとに親切に
 Make a kind act 小さな親切を
 Be kind to yourself 自分を大切に
 Pick up some trash ごみを拾う
 Give someone flowers 花を贈る
 Make someone happy だれかを喜ばせる
 Make a donation to help others in need 助けが必要なひとのために寄付をする
 Help out a friend in need 困難な状況にある(忙しい)友人を助ける
 Hold someone's hand 手を繋いで安心させる
 Give time to your friend 友人のために時間を割く
 Smile to a stranger 他所から来た人に微笑みを



日本赤十字社はスローガンとして「人間を救うのは人間だ」を掲げています。赤十字社の、災害や戦争・紛争時の現場で人命救助の活動に従事する姿を、いつもありがたく頼もしくみていますが、それらの特別の活動だけでなく、わたしたち普通の人が行う小さな思いやりの行動ひとつひとつが「人間を救う」ことにつながることは嬉しいことだと思います。

ムーミンの日とご紹介した8月9日は、それ以前に「長崎原爆慰霊の日」です。8月は、終戦記念日など人間の起こした負の記憶を思い起こし二度と繰り返さないことを誓う機会でもあります。

残念ながら今も世界中で終わらない悲劇を思うとき、人間を苦しめるのも人間、人間を救うのも人間、という人間の不思議さについてしみじみと思いを馳せ、私たちにできる事を小さなおところからはじめたい、そう思う8月です。



美恵野

台風や「帰省」の文字に二重線



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

各都道府県が持ち回りで開催する高校生による芸術文化活動の祭典「総文祭」が7月29日～8月4日鹿児島県で開催されました。会場のひとつである宝山ホールの周りは、連日多くの高校生や観覧者で賑わっていました。おそらく鹿児島に来るのが初めてという方も多かったのではないかと思います。秋には特別国民体育大会(国体)と特別全国障害者スポーツ大会も鹿児島で開催されますが、鹿児島を訪れた思い出が、より良いものになればいいなと思うと同時に、県民として関心を持って、少しでも盛り上げていければと思います。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 島中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば(税)上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

